

中国五県弁護士会被災者支援協定

広島弁護士会、山口県弁護士会、岡山弁護士会、鳥取県弁護士会、及び島根県弁護士会（以下「中国五県弁護士会」と総称する。）は、中国地方において、地震・風水害等による大規模災害その他被害の程度においてこれらに類する災害が発生した際（以下、中国地方における大規模災害が発生した場合を総称して、「大規模災害時」と表記する。）の被災者支援活動のための相互支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時に、中国五県弁護士会が相互に協力し、被災した県の弁護士会（以下、「被災地弁護士会」という。）が行う被災者支援に関する法律相談等の支援活動並びに平時の研修及び情報交換について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める地震、風水害、噴火等の自然災害のほか、口蹄疫等の感染症や、有害物質の飛散など、その被害の程度において、これら自然災害に類するものを含む。

（弁護士の派遣要請）

第3条 大規模災害時に、被災地弁護士会が、他の中国五県弁護士会に対して、以下の被災者支援活動を要請したときは、要請を受けた弁護士会（以下、「支援弁護士会」という。）は、できる限り速やかに、必要な活動を実施するよう努める。

- （1）被災地における法律相談担当弁護士の派遣
- （2）転送等の方法による被災者からの電話相談への対応
- （3）その他、被災地弁護士会が要請する事項

（相談の終了）

第4条 前条に定める支援弁護士会による活動は、次の各号に掲げる事項が生じたとき、終了する。

- （1）被災地弁護士会が、支援弁護士会に対し、要請の終了を告げたとき。
- （2）支援弁護士会が、被災地弁護士会に対し、支援活動の続行が困難である旨を告げたとき。

（相互協力）

第5条 中国五県弁護士会は、第3条に定める支援活動を円滑に行うため、予め、法律相談会に派遣する弁護士及び電話相談に対応する弁護士の名簿を作成するものとする。

2 中国五県弁護士会は、平時より、災害支援に関する研修会の開催や災害支援に関する情報を共有するよう努める。

（連絡調整）

第6条 被災地弁護士会と支援弁護士会との連絡調整は、予め、各弁護士会が次項の方式により指名した者の順位に従って行う。

2 中国五県弁護士会は、毎年度始めに、前項の連絡調整を行う者の氏名、所属事務所名、所在地、電話番号、メールアドレス等を相互に報告する。



(派遣弁護士会への報酬等)

第7条 支援弁護士会は、被災地弁護士会に対し、第3条に定める支援活動の費用を請求しないものとする。ただし、支援弁護士会は、第3条に定める支援活動につき、国、自治体、日本司法支援センター、日本弁護士連合会及び中国地方弁護士会連合会等の団体から委託金や援助金などを受け取ることができる。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、中国五県弁護士会が相互に協議の上決定するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、中国五県弁護士会のうち1つ又は複数の弁護士会から、解約の申出がないときは、更に2年間延長するものとし、その後もまた同様とする。



この協定締結の証として、本協定書を5通作成し各弁護士会記名押印の上、各自1通を保有する。

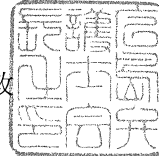
平成29年3月29日



広島県広島市中区上八丁堀2-73

広島弁護士会

会長 爲末和政



山口県山口市黄金町2-15

山口県弁護士会

会長 中村友次郎



岡山県岡山市北区南方1-8-29

岡山弁護士会

会長 水田美由紀



鳥取県鳥取市東町2-221

鳥取県弁護士会

会長 大田原俊輔



島根県松江市母衣町55-4

松江商工会議所ビル7階

島根県弁護士会

会長 安藤有理

